

保護者の方へ：必ずお読みください。

B型肝炎ワクチン予防接種のお知らせ

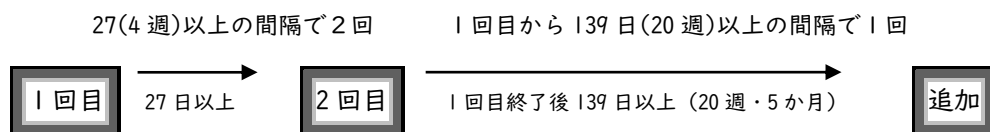
《予防接種説明書》

- B型肝炎は、B型肝炎ウイルスの感染により起こる肝臓の病気です。
- B型肝炎ウイルスへの感染は、一過性の感染で終わる場合と、そのまま感染している状態が続いてしまう場合（この状態をキャリアといいます）があります。キャリアになると慢性肝炎になることがあり、そのうち一部の人では肝硬変や肝がんなど命に関わる病気を引き起こすこともあります。
- ワクチンを接種することで、体の中にB型肝炎ウイルスへの抵抗力（免疫）ができます。
- 免疫ができることで、一過性の肝炎を予防できるだけでなく、キャリアになることを予防でき、まわりの人への感染も防ぐことができます。
- 予防接種を受けても、お子さんの体質や体調によって免疫ができないことがあります。
- なお、HBs抗原陽性の母親から生まれたお子さんで、抗HBs人免疫グロブリンの投与に併せてB型肝炎ワクチンの投与を受けた場合は、定期の予防接種の対象者とはなりません。

- 1 対象年齢 1歳未満（1歳の誕生日の前日まで）
- 2 接種回数 3回
- 3 標準的な接種期間 生後2か月から生後9か月
27日以上の間隔をおいて2回皮下接種した後、1回目から139日以上で追加



《標準的な接種スケジュール》



※ 予防接種の効果を最大限に生かすために、上記の接種間隔を守るようにしましょう。
間隔があきすぎてしまった場合でも、対象年齢内に必要回数分を接種することが重要です。

【他のワクチンとの同時接種について】

B型肝炎・四種混合・ヒブ・小児用肺炎球菌・ロタウイルスワクチンとの同時接種が可能です。市では、短期間に効率的に予防効果を獲得できることから同時接種を奨めています。それぞれ単独接種することも可能です。

- 4 予防接種の場所 遠野健康福祉の里（健診室） または 県立遠野病院小児科
※かかりつけ医等、市外医療機関での接種を希望する場合は、接種10日前までに母子安心課での手続きが必要です。
- 5 予防接種の日時 別紙日程表・医療機関一覧をご覧ください。
- 6 予防接種の費用 無料 ※対象年齢を過ぎると、公費での接種は受けられなくなります。
- 7 持ち物 母子健康手帳 予防接種予診票 ※同時接種の場合、同時接種同意書
※予防接種予診票及び同時接種同意書に必要事項を記入、捺印（同意書のみ）の上、接種当日持参してください。

《裏面も必ずお読みください》

◆予防接種を受けるときのご注意

- ・お子さんの体調の良いときに受けましょう。
- ・このお知らせを読んでから、予防接種予診票を記入してください。心配な事は医師に相談しましょう。
- ・接種の際には、保護者の方が、日頃からお子さんの健康状態をよく知っていて医師の質問に答えられる方が付き添ってください。



◆予防接種後に起こるかもしれない体の変化

- ・主な副反応は、接種箇所が腫れたり、しこりができたり、痛みを感じたりすることがあります。
- ・接種箇所だけでなく、熱がでたり、刺激に反応しやすくなったりすることがあります。また、いつもより機嫌が悪かったり、ぐずったり、眠そうにしたりすることがあります。
- ・極めて稀にアナフィラキシー、急性散在性脳脊髄炎などの重い病気にかかることがあるといわれています。

◆予防接種を受けることができない人

- ・明らかに発熱している人(37.5℃以上)
- ・重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな人
- ・その日受ける予防接種によって、または予防接種液に含まれる成分で、アナフィラキシーショック症状を呈したことがあることが明らかな人
- ・麻しん（はしか）にかかり治癒後4週間経過していない人
- ・風しん・おたふくかぜ・水ぼうそうにかかり治癒後2～4週間経過していない人
- ・突発性発疹・手足口病・インフルエンザにかかり治癒後1～2週間経過していない人
- ・その他、かかりつけの医師が予防接種を受けるのに不適切な状態と判断した人

◆予防接種を受ける前に、医師とよく相談しなければならない人

- ・心臓血管系疾患、腎臓疾患、肝臓疾患、血液疾患、発育障害などの基礎疾患のある人
- ・前に予防接種を受けた時、接種後に発熱、発しん、じんましんなどアレルギーと思われる異常がみられた人
- ・過去にけいれんの既往のある人
- ・過去に免疫不全の診断がなされている人
- ・接種液の成分に対してアレルギーを呈するおそれのある人

◆予防接種後の注意

- ・接種後30分はお子さんの様子をよく確認してください。この間に急な体調の変化が起こることがあります。
- ・接種後は寄り道などせずに帰宅し、普段どおりゆったりと過ごしましょう。
- ・接種した日の入浴は差し支えありませんが、接種箇所をこすらないようにしましょう。
- ・接種後、注射部位のひどい腫れ、高熱、ひきつけ等の症状が現れた場合、医師の診察を受けてください。また、医師の診察を受けた後は、下記担当までご連絡ください。

◆予防接種による健康被害救済制度について

- ・定期の予防接種によって引き起こされた副反応により、医療機関での治療が必要になったり、生活に支障がでるような障害を残すなどの健康被害が生じた場合には、予防接種法に基づく補償を受けることができます。
- ・健康被害の程度等に応じて、医療費、医療手当、障害児養育年金、障害年金、死亡一時金、葬祭料の区分があり、法律で定められた金額が支給されます。死亡一時金、葬祭料以外については、治療が終了する又は障害が治癒する期間まで支給されます。
- ・決められた医療機関以外での接種や法定接種年齢を外れて受けたときは予防接種法に基づかない接種（任意接種）として取り扱われます。その接種で健康被害を受けた場合は、遠野市予防接種事故災害補償規則に基づく救済を受けることとなります。救済の必要が生じた場合には、診察した医師または下記担当へご相談ください。

【お問い合わせ先】 遠野市子育て応援部母子安心課（遠野健康福祉の里内） ☎68-3186（直通）